



令和6年7月26日  
午前9時30分

## 定額減税を補足する給付金を支給します

デフレ完全脱却のための総合経済対策による定額減税の恩恵を十分に受けることができないと見込まれる人に、下記のとおり給付金を支給します。

### 記

#### 1 対象者

令和6年1月1日（月）時点で本市に住民登録があり、所得税または住民税所得割のいずれかが課税されている人のうち、以下のいずれかに該当する人

- (1) 本人および扶養する人を合算した人数に3万円を乗じた額と令和5年分の所得税額から推定する令和6年分の所得税額を比較し、所得税額の方が少ない人
- (2) 本人および扶養する人を合算した人数に1万円を乗じた額と令和6年分の住民税所得割額を比較し、住民税所得割額の方が少ない人

#### 2 支給額

上記2つの差額を合算し、1万円単位に切り上げた額

#### 3 手続きの方法

該当する可能性がある人に対して、7月下旬にお知らせを送付します。給付金を受け取るために返信が必要な人と不要な人がいますので、お知らせの記載内容を確認してください。

#### 4 申請期限

10月31日（木）（必着）

※ 詳しくはホームページを確認してください



問い合わせ先 一関市役所  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
物価高騰対策本部 生活支援班  
長寿社会課 福祉企画係長 菅原 早苗  
主任主事 阿部 仁史  
電話：(0191)21-8730 (ダイヤル)  
FAX：(0191)21-4150  
メールアドレス：choju@city.ichinoseki.iwate.jp